

業務改善助成金の受付が始まりました！

事業場の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して、賃金引上げのための業務改善を支援します！

＜支給の要件＞

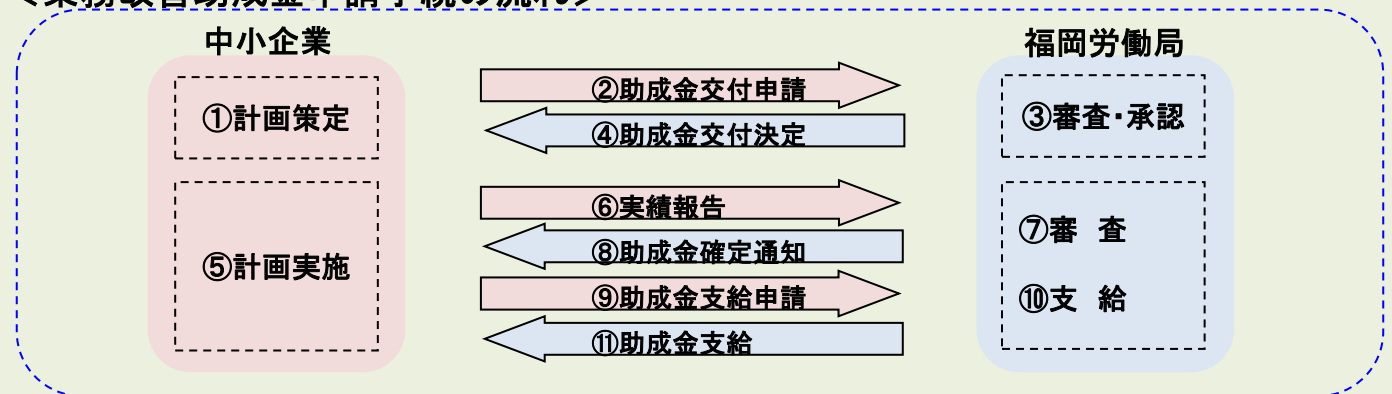
- ①賃金引上げ計画の策定(事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引上げ)
- ②1年当たりの賃金引上げ額は40円以上(就業規則等に規定)
- ③引上げ後の賃金支払実績
- ④業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取
- ⑤賃金引上げのために業務改善を行い10万円以上の費用を支払うこと

支給額 : ⑤の経費の2分の1(上限100万円)

支給回数 : 賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給

申請先 : 福岡労働局労働基準部賃金課(申請書は福岡労働局ホームページよりダウンロードできます)

＜業務改善助成金申請手続の流れ＞



～業務改善助成金の対象経費例～

1 就業規則の作成や改定

- ・事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士への手数料

2 賃金制度の整備

- ・事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費

3 労働能率の増進に資する設備・機器の導入

- (1)在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用
- (2)作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費用

4 労働能率の増進に資する研修

- ・新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

問い合わせ先

福岡労働局 労働基準部 賃金課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階

TEL 092-411-4578 FAX 092-411-2633

ホームページアドレス <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>